

新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口

以下の情報は、4月25日時点のものです

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**来所相談は行っていません。**ご理解・ご協力をお願いします。

一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出たときの対応など

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

フリーダイヤル ☎0120-565-653

午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで

都「新型コロナ・オミクロン株コールセンター」

日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語、ポルトガル語など12か国語での相談可

ナビダイヤル ☎0570-550-571

午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

聴覚障害のある方 ▶ FAX5388-1396

相談票に記入のうえ、送信

相談票

発熱などの症状がある方の相談先

かかりつけ医がいる場合

必ず電話で日頃受診している医療機関にご相談ください。

かかりつけ医がいない場合や相談先に迷う場合

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

東京都発熱相談センター

☎5320-4592または**☎6258-5780**

24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

墨田区発熱・コロナ相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

*新型コロナウイルス感染症による不安やストレスなどについても相談可 *混雑時は電話がつながりにくい場合あり *診察が可能な区内の医療機関の一覧は区ホームページでも閲覧可

後遺症にお悩みの方の相談先

電話の際に、**「後遺症の相談」とお伝えください。**

墨田区後遺症相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

【問合せ】保健予防課感染症係☎5608-6191

*新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照



区 HP(やさしい日本語)



12歳～17歳の方へ 新型コロナワクチン3回目接種

12歳～17歳の方を対象とした新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を実施しています。

対象者には接種券を発送しました。接種を希望する方は、予約をお願いします。ワクチン接種についての最新情報や詳細は、区ホームページをご覧ください。

【予約】 事前に▶電話で問合せ先へ

▶墨田区専用予約システム(☎https://g131075.vc.liny.jp)から申込み

【問合せ】 墨田区コロナワクチン接種問合せダイヤル☎0120-714-587 *受け付けは午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む)



区 HP(やさしい日本語)



墨田区専用予約システム



申請期間は6月30日までです

新型コロナウイルス感染症の影響により生活資金にお困りの方へ

「福祉資金 緊急小口資金」

「総合支援資金 生活支援費」特例貸付け

「福祉資金 緊急小口資金」「総合支援資金 生活支援費」の特例貸付けを、**6月30日まで**行っています。なお、**原則、郵送での受け付け**です。

■福祉資金 緊急小口資金

【対象】休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付けを必要とする世帯**【貸付上限額】**20万円以内**【利子】**無利子**【償還期間】**2年以内(均等月賦償還)

■総合支援資金 生活支援費

【対象】失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯**【貸付上限額】**▶単身世帯=月額15万円以内 ▶2人以上世帯=月額20万円以内**【利子】**無利子**【貸付期間】**3か月以内**【償還期間】**10年以内(均等月賦償還)

【申込み】墨田区社会福祉協議会☎3614-3902

(〒131-0032東向島2-17-14)

*月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

*必要書類や制度の詳細は、区および墨田区社会福祉協議会のホームページを参照



受給を終了した方の再申請期限は**6月30日まで!**

住居確保給付金

離職者等で就業意欲がある方のうち、住居を失った、または失いかねない方に一定期間、求職活動を条件として家賃相当額(上限あり)を支給します。**受給を終了した方の再申請の期限は、6月30日までです。**なお、解雇された方で対象となる方は、今回の期限が過ぎても再申請ができます。詳細は電話でお問い合わせください。

【対象】申請日において離職・廃業から2年以内の方、または個人の責に帰すべき理由・都合によらない勤務時間・就労機会の減少により、収入が減少した方 *そのほか収入・資産等の要件あり**【支給期間】**原則3か月(最長9か月まで延長可) *要件等の制度の詳細や必要書類は、問い合わせるか、区ホームページを参照

【問合せ】くらし・しごと相談室すみだ(区役所3階・生活福祉課受付窓口)☎5608-6289

申請期限は**6月30日(消印有効)**まで!

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮し、**緊急小口資金等の特例貸付けを終了等により利用できない世帯**へ、就労による自立を図るため、また、就労による自立が困難な場合には円滑に生活保護の受給につなげるため、一定期間支援金を給付します。また、本支援金の受給を終了した方の再申請を受け付けます。**申請期限はいつでも6月30日(消印有効)です。**

【対象】社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付けを終了等により、これ以上利用できない世帯の主たる生計維持者 *そのほか収入・資産・求職活動などの要件あり**【月額支給額】**▶単身世帯=6万円 ▶2人世帯=8万円 ▶3人以上世帯=10万円**【支給期間】**初回・再支給いずれも最大3か月間 *申請方法や必要書類等の詳細は区ホームページを参照

【問合せ】墨田区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金担当☎5608-1254

ご注意ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります。また、日程により、閉館や利用の縮小をしている施設等もあります。最新情報は各申込先・問合せ先へご確認ください。

ぜひ、ご利用ください SDGs 宣言事業とすみだ公民連携デスクの設置

■墨田区SDGs宣言事業

区は、SDGs達成のために取り組む事業等を表明した区内の事業者や個人事業主、団体に対して「宣言証」を発行し、区ホームページ等で紹介します。

【費用】無料**【申込み】**随時、申請専用サイトから「SDGs宣言書」を提出**【問合せ】**産業振興課産業振興担当☎5608-6186・✉SANGYOU@city.sumida.lg.jp

■すみだ公民連携デスク

SDGsの達成に向けて、区内外の事業者や団体等と区の行政課題をつなぐ「すみだ公民連携デスク」を設置しました。

【申込み】SDGs特設サイトから出力できる「マッチングリクエストシート」を、直接またはファクス、EメールでSDGs未来都市政策調整担当(区役所7階)☎5608-6231・FAX5608-6407・✉SEISAKU@city.sumida.lg.jpへ



あなたの寄付が、地域のまちづくり活動を育てます

すみだの力応援基金

区では、皆さんからの寄付を積み立て、地域の課題解決や活性化につながる活動に助成する「すみだの力応援基金」を設置しています。

令和3年度は基金に対して約237万円、プロジェクト支援に対して約6800万円の寄付をいただきました。ご協力ありがとうございました。地域の活動を応援するため、引き続き基金への

寄付を受け付けています。詳細は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。

■助成事業実施報告会

基金を活用した助成事業である「すみだの力応援助成事業」と「すみだの夢応援助成事業」において、令和3年度に助成を受けた団体による報告会を開催します。ぜひ、ご参加ください。

【とき】5月22日(日)午後1時～**【ところ】**参加者の自宅等 *オンライン会議システム「Zoom」を使用**【定員】**先着20人**【費用】**無料 *通信料は自己負担**【申込み】**事前に催し名・氏名・電話番号を、Eメールで地域活動推進課まなび担当☎5608-6202・✉KATSUDOSUSHIN@city.sumida.lg.jpへ

*受け付けは5月19日まで



ご注意ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります。また、日程により、閉館や利用の縮小をしている施設等もあります。最新情報は各申込先・問合せ先へご確認ください。



障害のある方への虐待を防ぐために 墨田区24時間障害者虐待 通報ダイヤル

障害のある方への虐待を防ぐには、小さな兆候を見逃さず、早期に発見することが大切です。「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」により、障害のある方への虐待を発見した方は区市町村へ通報する義務があります。

虐待を受けたと思われる障害のある方を発見した方や、虐待を受けた方、虐待をしたと悩んでいる方は、すぐに通報ダイヤルへご連絡ください。秘密は厳守されるため、連絡した方が特定されることはありません。また、虐待ではなかった場合でも、通報したことへの責任を問われることはありません。

【連絡先】墨田区24時間障害者虐待通報ダイヤル ☎3625-1103・FAX5608-6423・
✉SYOUGAIHUKUS@city.sumida.lg.jp **【費用】**
無料 *通話料は自己負担 **【問合せ】**障害者福祉課障害者相談係 ☎5608-6165・FAX5608-6423



あっせんしています 生ごみ処理容器の購入

区では、家庭から出る生ごみの減量とリサイクルの推進を目的に、生ごみ処理容器(5種類)の購入をあっせんしています。あっせん商品の一覧表と一部の商品は、すみだ清掃事務所分室(東向島5-9-11)でご覧になれます(あっせん商品の一覧表は、区ホームページからも閲覧可)。
【対象】区内在住の方 **【申込み】**随時電話で、すみだ清掃事務所分室 ☎3613-2229へ



電話番号が変わります 家電リサイクル受付センター

家電リサイクル法対象品目(エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機等)の引取りは、購入店または、買い換える店舗に依頼することになっていますが、引き渡せない場合は家電リサイクル受付センターで受け付けています。5月30日午前9時から、電話番号が下記のとおり変更されますので、ご注意ください。詳細は家電リサイクル受付センターのホームページをご覧ください。

【変更後の電話番号】☎0570-087200(ナビダイヤル) *受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く) **【問合せ】**すみだ清掃事務所分室 ☎3613-2228

誰もが心を通わず暮らしやすいまちへ ヘルプカードをご利用ください

障害のある方が周りの方に手助けを求めるカードです。

【問合せ】障害者福祉課庶務係
☎5608-6466・FAX5608-6423



年に1度は健康状態をチェックしましょう 特定健康診査などの区健康診査(40歳以上の方)

区では、下表のとおり、健康診査を実施しています。対象となる方には、各健康診査実施期間の前に受診票をお送りしています。

【健診項目】血圧測定、胸部エックス線・尿・血液検査等 *大腸がん検診(400円)や肺がん検診(無料)の同時受診を希望する方は、各がん検診の実施医療機関へ直接申し出 **【費用】**無料 **【問合せ】**▶すみだけんしんダイヤル ☎5608-1599 *受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後6時(祝日・年末年始を除く) ▶保健計画課健康推進担当 ☎5608-8514

種別	対象(年齢は令和5年3月31日現在)	実施期間
特定健康診査	墨田区国民健康保険に加入している40歳～74歳の方	10月31日(月)まで
75歳以上の健康診査	区内在住で後期高齢者医療制度に加入している75歳以上の方(一定の障害があると認定された場合は65歳以上)	7月1日(金)～11月30日(水)
生活習慣病予防健康診査	区内在住の40歳以上で、制度上ほかの健康診査を受ける機会のない方(生活保護受給者等)	▶40歳～74歳の方=10月31日(月)まで ▶75歳以上の方=7月1日(金)～11月30日(水)

- ① いずれも実施医療機関の休診日を除きます。
- ② 実施期間終了間際になると大変混み合いますので、早めの受診をお願いします。
- ③ 特定健康診査は、各医療保険者(保険証の発行機関)が実施します。墨田区国民健康保険以外の医療保険(健康保険組合、国保組合等)に加入している40歳～74歳の方(扶養されている家族を含む)は、各医療保険者や勤務先が実施する健康診査を受診してください。
- ④ 区が実施する「特定健康診査」と「生活習慣病予防健康診査」の対象となる40歳～74歳の方には、5月2日に受診票をお送りしました。75歳以上の方が対象の健康診査は、6月末に受診票をお送りします。
- ⑤ 区が実施する「特定健康診査」の結果により、生活習慣の改善が必要と判断された方には、区が委託した事業者の専門職(保健師、管理栄養士等)との面談等による保健指導(個別指導)を別途実施します。



環境にやさしい生活のため、ぜひご利用ください みどりの補助金制度

まちに潤いと安らぎをもたらす緑を増やすため、屋上や壁面などを新たに緑化する方へ、工事費等の一部を助成しています。

また、区内に残された自然度の高い貴重な樹木(特別保全樹木)を保全するため、せん定費用や樹木診断費用の一部を助成しています。詳細は、工事着工前に問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。

【助成内容】下表のとおり **【問合せ】**環境保全課緑化推進担当 ☎5608-6208

種別	助成対象・条件	助成金額
屋上緑化	建築物の屋上(最上部の平たんな屋根部分等)や屋根のないルーフバルコニー等に設置する1m ² 以上の緑地 *築1年以上の建築物は事前の安全点検が必要(費用は区が負担) *花壇(一年草の草花)や菜園、プランター等は対象外	1m ² につき1万円で算出した額と、工事費(税抜き)の半額を比べて、少ない方の額(屋上緑化・壁面緑化のいずれも上限40万円) *1万円未満切捨て
壁面緑化	道路に面した建築物の壁面に1m ² 以上の補助器具を設置し、つる性植物等で覆ったもの	
沿道緑化(生け垣)	道路に面した沿道部分に、塀の形成を目的として高さ1m以上の樹木を枝葉同士が触れ合う間隔で列植したもの	植え込み地の長さ1mにつき2万円を算出した額と、工事費(税抜き)を比べて少ない方の額(上限40万円) *10cm未満切捨て
沿道緑化(植樹帯)	道路に面した沿道部分の植栽ます(幅50cm以上)に、樹木を枝葉同士が触れ合う間隔で列植したもの *草花は対象外	植え込み地の面積(植栽ますの縁石を除く)1m ² につき2万4000円を算出した額と、工事費(税抜き)を比べて少ない方の額(上限40万円) *10cm ² 未満切捨て
特別保全樹木(樹木)	生育状態が健全で、地上1.5mの高さにおいて幹の周囲が1.2m以上の樹木	▶せん定費用=1本につき2万円(5本まで)で算出した額と、せん定費(税抜き)を比べて少ない方の額(上限10万円) ▶樹木医による樹木診断費用=診断費用(税抜き)の半額(上限2万円)
特別保全樹木(生け垣)	生育状態が健全で、道路に面し、高さ1m以上、総延長30m以上の植栽	▶せん定費用=1mにつき500円で算出した額(上限2万円) ▶樹木医による樹木診断費用=診断費用(税抜き)の半額(上限2万円)

- ① 沿道緑化の工事に当たり、ブロック塀を取り壊した場合には、ブロック塀の長さ1mにつき1万円を助成金額に加算します。
- ② 建築基準法などの法令に適合しない建築物に設置する場合および条例・要綱に基づき設置する場合を除きます。
- ③ 設置する場所により、助成対象とならない場合があります。
- ④ 特別保全樹木は事前に指定が必要です。

1・5月以外の毎月1日号8面に掲載 「私の好きなすみだ」 写真募集

皆さんが撮影した写真を本紙に掲載します。スマートフォン等で撮影した写真も応募できます。ぜひ、ご応募ください。

応募方法 随時、「私の好きなすみだ」をテーマに区内で撮影した写真と、作品名・撮影場所・住所・氏名・電話番号を、直接または郵送、Eメールで〒130-8640広報広聴担当(区役所6階) ☎5608-6223・✉OSHIRASE@city.sumida.lg.jpへ
*写真は▶直接・郵送=A4以下の紙に印刷するか、jpeg形式でCD-Rに保存 ▶Eメール=jpeg形式で添付(1通あたり3MB以内) *応募に関する注意事項等は問い合わせるか、区ホームページを参照

